

## 集合住宅の水道料金等のご案内

水道料金の算定請求方法は、次の3つのうちから選択していただけます。

なお、下記の「1. 戸別扱い」又は「2. 共用扱い」を選択される場合は、所定の手続及び申込金の納付が必要です。

### 1. 戸別扱い

#### (1) 水道料金の算定及び請求方法

市が戸別メーターを検針し、戸別に請求します。

#### (2) 水道料金以外にご負担いただくこと

##### ①集中検針盤を設置していただきます。

※1 取付工事費は水道指定工事店にお問い合わせください。

##### ②申込金を納付していただきます。

※1 申込金=(部屋数-1+散水栓数)×60,500円(税込)

・-1は申込金納付済の大メーター数

※2 申込金計算の例(戸数15戸、申込金納付済の大メーター1、散水栓1の場合)  
(15-1+1)×60,500円=907,500円

※3 令和元年10月1日以降申込分(消費税10%適用)で計算しています。

##### ③8年ごとに戸別メーターを取り替えていただきます。

※1 計量法に基づくものです。

※2 戸別メーターを取り替えていただけない場合は、自動的に2の共用扱いの方法に変更になりますのであらかじめご了承ください。

※3 取替工事費は水道指定工事店にお問い合わせください。

### 2. 共用扱い

#### (1) 水道料金の算定及び請求方法

市が大メーターを検針し、戸数の平均水量で料金計算をした合計額を、賃貸住宅の場合は所有者へ、分譲住宅の場合は代表者へ一括請求させていただきます。

#### (2) 水道料金以外にご負担いただくこと

申込金を納付していただきます。

※1 申込金=(部屋数-1+散水栓数)×60,500円(税込)

・-1は申込金納付済の大メーター数

※2 申込金計算の例(戸数15戸、申込金納付済の大メーター1、散水栓1の場合)  
(15-1+1)×60,500円=907,500円

※3 令和元年10月1日以降申込分(消費税10%適用)で計算しています。

※4 水道料金計算の例(この他、下水道使用料も発生します。)

(口径25mm、15戸、散水栓1か所、2か月で720m<sup>3</sup>の使用水量の場合)

20m<sup>3</sup>まで                      16×20m<sup>3</sup>=320m<sup>3</sup>                      320m<sup>3</sup>×55円=17,600円

20m<sup>3</sup>を超え40m<sup>3</sup>まで      16×20m<sup>3</sup>=320m<sup>3</sup>                      320m<sup>3</sup>×116円=37,120円

40 m <sup>3</sup> を超え 80 m <sup>3</sup> まで	80 m <sup>3</sup> ×124 円= 9,920 円
基本料金(13 mm扱い、戸数分の支払となります)	600 円×16= 9,600 円
消費税(令和元年 12 月分から 10%を適用)	7,424 円
合 計	81,664 円

### 3. 一点分水扱い

#### (1) 水道料金の算定及び請求方法

市が大メーターを検針し、水道料金は通常の計算方法で算出した額を、賃貸住宅の場合は所有者へ、分譲住宅の場合は代表者へ一括請求させていただきます。

#### (2) 水道料金以外にご負担いただくこと

大メーター設置に伴う給水申込金以外の負担金の納付は、必要ありません。

※ 水道料金計算の例(口径 25 mm、15 戸、散水栓 1 か所、2 か月で 720 m<sup>3</sup>の使用水量の場合)  
(この他、下水道使用料も発生します。)

20 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> × 55 円= 1,100 円
20 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> ×116 円= 2,320 円
40 m <sup>3</sup> を超え 80 m <sup>3</sup> まで	40 m <sup>3</sup> ×124 円= 4,960 円
80 m <sup>3</sup> を超えるもの	640 m <sup>3</sup> ×173 円=110,720 円
基本料金	2,440 円
消費税(令和元年 12 月分から 10%を適用)	12,154 円
合計	133,694 円

**戸別扱い又は共用扱いとする場合は**

**申請や申込金の納付が必要です。**

**お早めに水道課へご相談ください。**

**申請がない場合には、一点分水扱いとなります。**